

全苗連だより

Vol. 60 (7月号)

令和元年7月26日

発行：全国山林種苗協同組合連合会

Tel.03-3262-3071 Fax.03

林業の技能検定について

林業技能検定制度検討の状況報告会(7月19日(金))から

林業技能検定制度について検討の状況をお知らせします。山の現場で働く技術者のスキルアップや処遇改善を目指すとともに、外国人材の受入れ拡大にも対応できることを目的とした国家資格の技能検定制度を創設するために、本年4月5日、林業技能向上センターが発足しました。構成メンバー(正会員)は、事務局の全森連のほか、全苗連も含めた7団体(下記「林業技能向上センターの概要」)で、国土緑化推

進機構と全国林業改良普及協会が賛助会員として加わっています。

平成31年4月5日現在

林業技能向上センターの概要

1 センター設立の目的

本センターは、技能検定試験の構築、技能検定の指定試験機関の指定申請、技能検定試験業務の実施等(以下「技能検定試験の構築等」という。)に係る事業を行うことにより、林業従事者の技能向上、就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 技能検定試験の構築に係る事業
- (2) 技能検定の指定試験機関の指定申請に係る事業
- (3) 技能検定試験業務の実施に係る事業
- (4) 普及・広報活動に係る事業
- (5) その他関連する事業

3 構成員(会員)

- (1) 全国森林組合連合会
- (2) 一般社団法人 日本林業協会
- (3) 全国素材生産業協同組合連合会
- (4) 全国国有林造林生産業連絡協議会
- (5) 一般社団法人 日本林業経営者協会
- (6) 日本造林協会
- (7) 全国山林種苗協同組合連合会

4 役員

理事長 村松 二郎 全国森林組合連合会 代表理事会長
副理事長 川端 省三 全国素材生産業協同組合連合会 専務理事
専務理事 飛山 龍一 全国森林組合連合会 常務理事
監事 赤木 利行 日本造林協会 常務理事

5 事務局

全国森林組合連合会(担い手・雇用対策部 担い手対策課)
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル8F
電話:03(3294)9712

センター発足後、技能検定制度の検討が進められているところですが、検討の状況報告会が、7月19日(金)農林水産省8F林野庁AB会議室において開催されました。

林業技能向上センターは、林野庁経営課林業労働対策室の指導を得ながら、技能検定制度を所管する厚生労働省と協議を進めているところです。

協議は、林業の技能検定への追加について行われていますが、併せて林業の技能検定が制度化された後、その合格者の資格の活用の可能性についても林野庁と意見交換しながら検討を進めているところです。

全苗連だより7月号では、技能検定試験機関制度について紹介します。

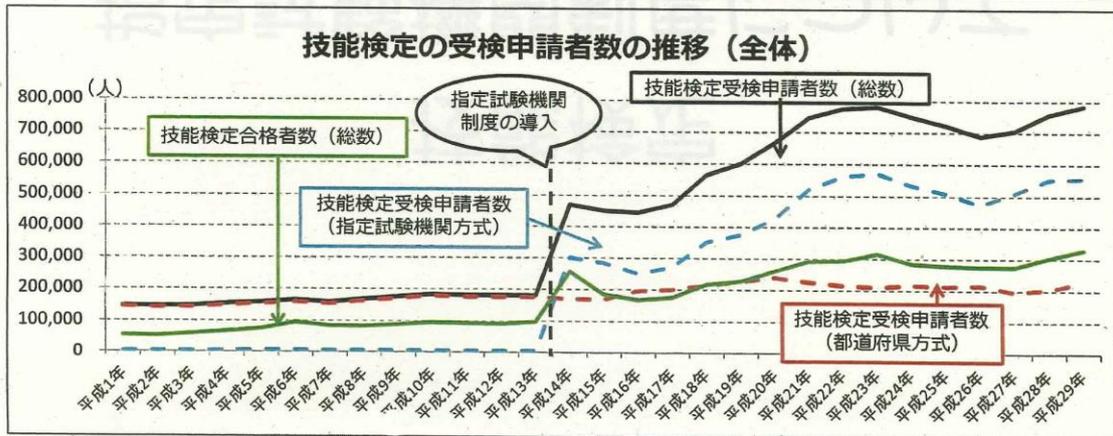
技能検定制度の概要

○ 技能検定制度は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。職業能力開発促進法に基づき昭和34年度から実施。

○ 技能検定は、職種ごとに、実技試験と学科試験により実施。
 検定職種は、平成30年7月23日現在130職種であり、大きく分けて
 ① 等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、基礎級）
 ② 等級に区分しないもの（単一等級）
 の2種類が存在する。技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができる（名称独占資格）。

○ 技能検定の実施状況は、平成29年度には全国で約78万人の受験申請があり、約33万人が合格。制度開始から累計約665万人（延べ）が資格を取得。

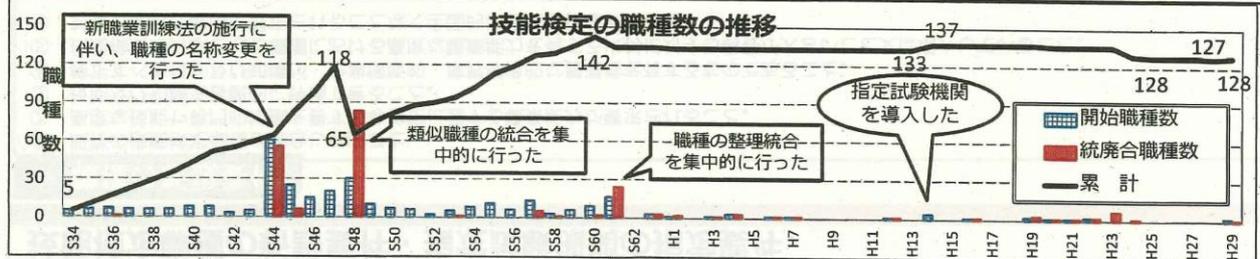
○ 平成13年度から指定試験機関制度を導入（平成30年7月23日現在19職種）



技能検定職種一覧表（130職種）

（注：下線の19職種については、指定試験機関（民間機関）において実施。）平成30年7月23日現在

技能検定職種	
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱断縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	ウェブデザイン、キャリアコンサルティング、ピアノ調律、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、プライダルコーディネート、接客販売、着付け、ホテル・マネジメント、レストランサービス、フィットネスクラブ・マネジメント、ビル設備管理、園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、ハウスクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾



技能検定職種の新設要件・指定試験機関の指定要件

1 職種の新設要件

- ① 既存の技能検定職種と競合しないこと。
- ② 高度な技能や専門的知識を要する等検定に値する職業能力が要求されること。
- ③ 技能及び知識を客観的に評価できること。
- ④ 検定すべき技能及び知識が、企業横断的・業界標準的な普遍性を有するものであること。
- ⑤ 技能検定の対象となる職種における高度な職業能力を有する人材に対する需要が大きいこと又は増大していること。
- ⑥ 対象労働者が地域に限定されることなく全国的に相当数存在すること。

※「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告書(平成18年9月)

2 指定試験機関の指定要件

- (1) 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、下記の事項をすべて満たし、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。(職業能力開発促進法第47条第1項及び施行規則第63条の5の2)
 - ① 試験業務を適正かつ確実に実施するために**必要な職員の確保**について定められていること。
 - ② 試験業務を適正かつ確実に実施するために**必要な事務所その他の設備の確保**について定められていること。
 - ③ 試験業務の対象に、申請者又はその関係者が雇用する者その他当該申請者又はその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。
 - ④ **試験業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。**
- (2) 下記の事項をすべて満たし、試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。(職業能力開発促進法第47条第1項及び施行規則第63条の5の3)
 - ① **全国的な規模で継続して毎年1回以上技能検定を実施できる資産及び能力があり、かつ、次のいずれかに該当すること。**
 - イ 検定職種に係る業務に従事する労働者を対象とした職業能力を評価する試験として実技試験を含む試験を客観的な評価基準により適切に行ってきた実績を有すること。
 - ロ 検定職種に係る業務に従事する労働者を対象とした職業能力を評価する試験を全国的に毎年千人以上の規模で適切に行ってきた実績を有すること。
 - ハ 新たに試験を行おうとする場合にあっては、当該申請者の役員及び職員がイ又はロに掲げる実績を有するとともに、当該申請者が行おうとする試験に関する学科試験及び実技試験に係る試行的な試験を客観的な評価基準により適切に実施したものであること。
 - ニ 新たに試験を行おうとする場合にあっては、当該申請者が行おうとする試験に関して、客観的な評価基準による学科試験及び実技試験に係る試行的な試験であって実践的であるものとして人材開発統括官が定めるものを適切に実施したものであること。
 - ② **試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験業務が不公正になるおそれがないこと。**
 - ③ **インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、技能検定受検申請書の提出期限その他の技能検定の実施に必要な事項、試験科目及びその範囲、受検資格並びに試験の免除の基準を公示することができること。**

技能検定試験の実施方式等

○ 技能検定試験は、職種別に、**都道府県又は民間の指定試験機関**により実施。

○ 試験の方法は、**学科試験及び実技試験**による(職業能力開発促進法44条3項)。

○ 実技試験は、原則として**製作等作業試験又は実地試験**により実施。

○ 指定試験機関は、事業主団体、一般社団法人等の非営利団体であって、試験実施のノウハウがあるなどの要件を満たす団体を指定。

○ 一つの職種に複数の指定試験機関を指定することも可能(ただし、試験科目等が異なる場合に限る)。

○ 技能士には、有効期限がないため、技能・知識の維持が課題。技能士会を組織し、フォローアップ講習を実施するなど、業界団体等が主体となって対応している例がある。

指定試験機関による試験業務の概要

職種新設	対象職種について一定の要件を満たす場合、障壁となる具体の事由なし
事業資金	受検手数料
試験科目作成	指定試験機関(国が認定)
受検資格等の設定	指定試験機関(国が承認)
試験問題作成	指定試験機関(国の認定不要)
実施計画策定	指定試験機関(国が承認)
試験運営	指定試験機関
技能検定委員選任	指定試験機関(選任基準を国が承認)
合格証書	特級及び1級は厚生労働大臣名、その他は指定機関長名
受検手数料の設定	指定試験機関ごとに上限の範囲内で設定 (上限 学科 8,900円、実技 29,900円)
受検会場	受検者のニーズや利便性等に配慮して原則として全国的に設定

全苗連からのお知らせ

- 岸紘治全苗連会長(前北海道山林種苗協同組合理事長)の出身母体である北海道山林種苗協同組合は、6月28日に令和元年度通常総会を開催し、新北海道山林種苗協同組合理事長に竹内一秋氏が就任されました。なお、道苗組理事長を退任された岸紘治氏につきましては引き続き全苗連理事の役職に就かれます。
- 令和元年度全国山林苗畑品評会の表彰年度区分が従前の例から変更になりました。農林水産祭表彰年度区分の見直しに合わせて措置するもので、令和元年7月1日～令和2年6月30日(第59回)となり、従前より1ヶ月早くなっています。
- 全苗連事務局は8月13日～16日をお盆休みとしますので、ご理解をお願いいたします。

全苗連・苗組の行事予定

～R2. 3 ①コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会の実施 ②コンテナ苗生産に新規参入後、間もない事業者を対象とした研修会の実施 ③コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施 ④造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修会の実施 ⑤その他研修会の実施等 ⑥種苗の需給情報等を共有する取組
実施者;全苗連、都道府県苗組

7月31日 全苗連青年部(仮称)交流会・現地研修会(北海道)

～8月1日

8月6日 関東地区特定母樹等普及促進会議(山梨県富士吉田市)(森林総合研究所林木育種センター)

9月5日 第5回全苗連生産者の集い(愛媛県 松山市総合コミュニティセンター)

～6日